



北本市子どもの権利相談通信 臨時号

11月20日は、きたもと子どもの権利の日です。

赤ちゃんは、ミルクを飲ませてもらったり、オムツを取り換えてもらったりしないと一人では生きていけませんね。子どもは、赤ちゃんから大人へと成長・発達していくもので、成長に応じて、保護や配慮を必要としているのです。だから、特別に、子どもの権利を定めて、子どもを見守っていく必要があるのです。

原田さん



10月22日に、子どもの権利の日フォーラムがあります。

安さん



たくさん子どもや大人の人に、子どもの権利について、関心をもってもらったり、理解をしてもらうための集まりがあります。そのときにみんなが選んだ「子どもの権利相談室」の愛称を発表したいです。次の3つの中から「いいな」と思うものを選んで投票してください。スマホ等からQRコードを読み込むと投票できます。投票は自由です。

9月30日までに「いいな」と思うなまえに投票してください。

1 だい♡ジョ～フ👍

2 とまちゃんち

3 きたとも



公民館でも相談ができます。【出張相談会の案内】

- 西部公民館 10月 6日（金）10：30～17：00
- 南部公民館 10月13日（金）10：30～17：00
- 児童館 10月20日（金）10：30～17：00
- 北部公民館 9月22日（金）10：30～17：00
- 〃 10月27日（金）10：30～17：00

※ 申込みは、要りません。

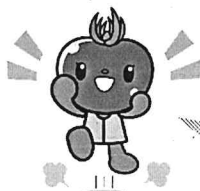


きたもと子どもの権利の日～クイズで考える子どもの権利～

11月20日(月)は、「きたもと子どもの権利の日」で、国際連合総会で「子どもの権利条約」が採択された日です。「子どもの権利」についてみんなで考える日にしましょう。

今回は、○×クイズをお届けします。

- Q1 世界には、子どもの権利を守る「子どもの権利条約」という決まりがある。()
- Q2 日本は、子どもの権利条約に^{ひしゅん}批准(条約を認めて実行しますと確認すること)している。()
- Q3 子どもの権利条約の4つの柱は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」である。()
- Q4 子どもは、命を守られ成長できる権利はない。()
- Q5 子どもは、勉強する権利はあるが、休んだり、遊んだりする権利はない。()
- Q6 子どもは、あらゆる暴力からまもられる権利はない。()
- Q7 子どもは、自分に関係することについて自由に意見を言うことはできない。()
- Q8 北本市は、子どもの権利に関する条例を制定している。()
- Q9 埼玉県で、子どもの権利に関する条例を制定しているのは、北本市だけである。()
- Q10 北本市には、悩みや困っていることを相談できるところがある。()



答え：Q1：○、Q2○、Q3○、Q4×、Q5×、Q6×、Q7×、Q8○、Q9○、Q10○

【相談案内】

電話、相談フォーム、面談、手紙で相談することができます。

電話番号 0120-0874-56 (お金は、かかりません。)

048-590-5011

受付日時 月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 10時30分～18時

所在地 〒364-8633 北本市本町 1-111 (北本市役所2階人権推進課)

